

EUにおける狭山茶プロモーション等業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ、仕様書を修正の上、契約を締結する。
- ・「3 委託業務の内容（１）（２）」については、今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、仕様書の内容の事業実施が困難になることが想定されることから、
 - ①県職員がフランスに渡航ができないが、フランス国内では通常又は制限が少ない状況で活動ができる場合
 - ②フランス国内がロックダウン等により活動が大幅に制限されている場合の状況別の代替案を見積もりと合わせて提案を求める。

1 委託業務名

EUにおける狭山茶プロモーション等業務

2 目的

フランスにおいて狭山茶が定着するようプロモーションを実施し、認知度を向上させるとともに、EUにおける狭山茶の輸出拡大を図るための業務を委託。

3 委託業務の内容

（１）フランスにおける狭山茶プロモーションの企画・運営

ア 内容

フランスにおいて狭山茶プロモーションの企画・運営を行う。

イ 場所

フランス（パリ）

ウ 時期

11月以降

エ 業務の内容（プロモーションの内容に応じて変更可）

○プロモーションの企画・運營業務

○通訳の手配 1名（商談可能レベル以上）（※県職員同行PRのみ）

○プロモーション実施のための人員手配

○プロモーションへの集客を図るための広報

○試飲用什器等の確保（茶葉や水等の試飲材料を含む。）

（※電子機器、シンク、水等の利用について、会場と十分に事前調整を行うこと。）

エ その他

（ア）プロモーションに必要な商材（茶）は、産地から必要量を手配すること。

（イ）県職員の渡航日程に県職員によるプロモーションを組み込むこと。

（ウ）県職員が同行する期間は、「プロモーションを実施するための人員手配」に日本語対応できる人員を、通訳とは別に1名以上配置すること。

（エ）プロモーションで使用する資材の送料も含めること。

【提案を求める内容等】

- ・ プロモーションについては、バイヤーや消費者等に狭山茶を知ってもらうためのPR方法を求めます。
- ・ 令和2年度のプロモーション等に用意する商品は、「ふくみどり（埼玉県育成品種）」「和紅茶」、「さやまかおり2種類（埼玉県育成品種）」に加えて「抹茶」を予定している。
- ・ 抹茶は、試飲を行わない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、
 - ① 県職員がフランスに渡航ができないが、フランス国内では通常又は制限が少ない状況で活動ができる場合
 - ② フランス国内がロックダウン等により活動が大幅に制限されている場合の代替案を求めます。

(2) EUにおける販売拡大業務

ア 内容

フランスにおいて狭山茶の販路拡大に向けた商談等を行うとともに、商談を行ったバイヤー等に継続的な働きかけを行い、狭山茶の販路拡大を図る。

イ 場所

フランス

ウ 時期

11月～2月

エ 業務の内容

- 商談等の相手先の選定及びアポイントメント（商談できる相手方を5者以上用意すること）
- 商談可能なレベルの通訳を手配（専門分野に対応できる通訳 1人）
- 商談用商品パンフレットの作成（500部）
- 商談先等に対して継続的なフォローアップ

オ その他

- (ア) 商談は県職員が同行する。その時の移動手段を確保すること。
- (イ) アポイントメント先は、県から提案することもあるので調整すること。
- (ウ) 商談に必要な商材（茶）は、産地から必要量を手配すること。
- (エ) 商談時には試飲をさせるため、必要な準備をすること。
- (オ) 商談に必要な資材の送料も委託費に含めること。

【提案を求める内容等】

- ・ 商談は商品の取引や評価についての話し合いができる相手を求めます。
- ・ 今後の販路拡大に向けて、フランス以外のEUの国への取組を求めます。
- ・ 商談には生産者が参加しない。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、

- ①県職員がフランスに渡航ができないが、フランス国内では通常又は制限が少ない状況で活動ができる場合
- ②フランス国内がロックダウン等により活動が大幅に制限されている場合の代替案を求めます。

(3) 残留農薬検査の実施

ア 内容

EUの農薬基準に対応した残留農薬検査の実施

イ 時期

7月～10月

ウ 業務内容

- ・EUの残留農薬の基準に対応する検査を16検体実施

【提案を求める内容】

- ・EU内で販売可能な検査を求めます。

(4) EU向け販売用包装資材のデザイン及び包装資材の作成

ア 内容

- 商品パッケージ（4種類（ふくみどり、和紅茶、さやまかおり×2）のデザイン（表面4種類、裏面4種類）を作成する。
- 4種類で2,000袋分（表、裏）のシール等を準備すること。

イ 留意事項

- 作成したデザインの著作権は県に帰属するものとし、著作者人格権を行使しないこと。

【提案を求める内容】

- ・デザインは、スタンドパック（115×(30+190)×34mm）の茶袋に合うデザインを求めます。
- ・包装資材の作成費用に大きな負担にならないようなデザインを求めます。
- ・企画提案書では、デザイン（案）は求めないが、フランスで受入れられるデザイン作成のコンセプトを提案してください。
- ・EUで通用するデザインを作成する費用及びパッケージ作成費について、予算を確保してください。

(5) その他

ア 新型コロナウイルス感染症の影響等で、予定していた業務ができなくなる場合は、速やかに県と協議すること。

イ 3委託業務の内容（1）（2）の業務については、県の指示を受けてから業務を開始すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響により県職員が渡航できなくなった場合には、

提案された代替案を踏まえ、業務内容を見直し、契約変更を行うこととする。

エ 本業務に関する打ち合わせ回数

○4回以上

オ 移動手段の確保について

○フランス内の移動手段を確保すること。

カ プロモーション等で試飲に使用する水

○現地で購入できる水（可能な限り軟水とすること）を使用すること。

キ 本業務に必要な資材等を輸送するにあたっての費用を含めること。

(6) 職員の渡航手配業務

ア 滞在期間

4泊6日程度（11月以降）（予定）

イ 業務内容

移動手段（航空券等）の手配（3人分）

（※日本発→フランス（パリ） フランス（パリ）→日本）

宿泊の手配（3人分、基準額（1泊20,000円（税込）以内）としてシングル
ルーム（朝食付き）

携帯電話（2台）

Wi-Fi レンタル（2台）

4 委託期間

委託契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

5 県への報告書類

(1) 事業計画書

受託者は、契約締結後、速やかに事業計画書として本委託業務の実施体制及びスケジュールを作成し、県に提出すること。

(2) 事業報告書

本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して15日以内に、以下の書類を提出するものとする。

- ・業務完了報告書
- ・事業報告書（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの）の作成（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM 又はUSBメモリ）1式）
- ・事業で作成した場合、チラシ等の資料（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM 又はUSBメモリ）1式）

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成 16 年埼玉県条例第 65 号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成 17 年埼玉県規則第 73 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受託者の経費は受託者の負担とする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。